

## 『CADWe'll Tfas』ネットワークライセンス イントラ版利用約款

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾契約書」(以下「本契約」)に同意の上、『CADWe'll Tfas』ネットワークライセンス イントラ版利用約款(以下「本約款」)を遵守して弊社製品『CADWe'll Tfas』(以下「本製品」)を利用することとします。

## 1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は「ネットワークライセンス 利用申込書」(以下「申込書」)に記載された内容とします。  
「月額料金」「メンテナンス有」または「メンテナンス無」「初期費用」「保証金/前払金の選択」「保証金」または「前払金」「支払方法」
- (2) 次の項目は「ライセンス証書」に記載された内容とします。  
「使用許諾期間」(以下「契約期間」)「トークン」「メンテナンス」

## 2. 「本製品」のご利用条件

- (1) 「本製品」の契約期間は5年間であり、中途解約は原則としてできません。
- (2) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネット及びイントラネットに接続可能な環境が必要です。
- (3) 同一製品及び同一オプションの場合、「トークン」を既存のライセンスに追加することができます。追加「トークン」の契約期間は追加契約時より5年となります。
- (4) 「本製品」の使用はご契約された企業に属する従業員に限定されます。ご契約された企業に属さない従業員は使用することができません。
- (5) 「本製品」の同時使用数は、「トークン」数が上限となります。
- (6) 認証は「本製品」を起動する都度行われ、「ID」「パスワード」を使用する方法と、使用しない方法があります。
- (7) 「ID」及び「パスワード」とは弊社所定の手続きを経て弊社に登録された、認証情報です。お客様は、「ID」「パスワード」を第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買することはできません。「ID」「パスワード」の盗難や漏洩により、第三者によって「本製品」が使用された場合であっても、発生した利用料金はお客様にてお支払いいただきます。そのため、「ID」「パスワード」の取扱いには充分にご注意ください。
- (8) お客様のイントラネット内に管理サーバーを設置し、弊社が提供する管理サーバーソフト(有償)をインストールする必要があります。
- (9) 「本製品」は毎月弊社へ管理サーバーで作成される利用実績ファイルを送付していただくことが必要です。送付されない場合、「本製品」及び契約済のネットワークライセンス製品は使用できません。

## 3. 支払方法

## ① 口座振替の場合

- 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- 2) 第1回目のお支払いは「本製品」出荷月の翌々月の支払日(「申込書」に記載された支払日(以下「支払日」))に、1ヶ月分の「月額料金」+「初期費用」をお客様ご指定の口座から振替いたします。2回目以降のお支払いは、毎月の「支払日」に口座振替いたします。
- 3) 「トークン」の追加や一部「トークン」の契約期間終了によりお支払金額が変更される場合があります。
- 4) 口座振替不能の場合は、「再振替手数料500円(税別)」を含めた料金を再振替いたします。

## ② 振込の場合

- 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- 2) 弊社発行の請求書記載の金額を「支払日」までにお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (11) 「保証金」を選択された場合、契約期間経過後は、同条件にて1年単位で契約を延長することができます。但し、延長使用の申し込みの期限は、各「トークン」の契約終了最終月の前月15日までとなります。
- (12) 「保証金」は、契約終了最終月の料金のお支払いを確認した後、お客様へ返還いたします。振込手数料は弊社にて負担いたします。
- (13) 「前払金」は、契約期間の最後の3ヶ月(58、59、60回目)の「月額料金」の支払いに充当いたします。
- (14) 契約期間中は、操作や技術的なご質問をメールにてお問い合わせいただくことができます。弊社ホームページの専用ページよりお問い合わせください。
- (15) 「メンテナンス」が「有」と記載されている場合、もしくは「メンテナンス契約証書」が発行されている場合のサービス内容及びご利用条件は、別に定める『CADWe'll Tfas』メンテナンス約款をご確認ください。
- (16) 契約期間中に消費税率が変更された場合、変更日より新たな税率を適用いたします。変更日以降の未経過期間分として既にお預かりしている「前払金」及び「月額料金」にも適用いたしますので、差額を精算させていただきます。

## 3. 解約について

- (1) 「本製品」を中途解約することは原則としてできませんが、お客様に特別な理由があり、かつ未払い回数分の料金相当額を一括でお支払いいただいた場合に限り契約を中途解約することができます。
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に「本製品」を解約することができ、未払い回数分の料金相当額を一括でお支払いいただきます。その際、お客様が弊社製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての弊社製品についてもお客様に催告することなく即座に解約できることとします。
  - ① 弊社からお客様に対して支払督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
  - ② 「本製品」の申し込み内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
  - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあった場合。
  - ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
  - ⑥ 「本契約」、もしくは「本約款」の「2. 「本製品」のご利用条件」に違反した場合。

## 4. 使用停止について

- (1) 次の場合、弊社はおお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができます。
  - ① 「月額料金」の支払いが2ヶ月滞った場合。
  - ② 「本約款」の「3. 解約について(2)」に該当する場合。

以上

2017年10月1日改定

PT9B32-02